

議案第43号

専決処分の承認を求めることについて

富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年5月19日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出します。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和2年4月30日

富士見市長 星 野 光 弘 印

富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例

富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）の一部を次のように改正する。
附則第18項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、
「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。